



県章

滋賀県公報

平成19年(2007年)

11月15日

号外

木曜日

毎週月・水・金曜3回発行

目次

○ 監査委員公告

監査結果の公表公告 1

監査委員公告

監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、平成19年9月26日に提出のあった住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年11月15日

滋賀県監査委員	青木	愛子
"	中沢	啓子
"	格勝	勝次
"	宮村	統雄

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨

1. 滋賀県知事に対し、滋賀県が、平成19年度予算に計上している商工労働費、労働委員会費のうち労働委員報酬3679万8000円及び県民文化生活費、県民生活費、収用委員会費のうち収用委員報酬1725万6000円及び給務費、選舉費、選舉管理委員会費、選舉管理委員報酬998万4000円のうち勤務1日につき1万4700円を超える部分を支出しないよう勧告する等必要な措置を求める。

2. 労働委員について

(1) 滋賀県労働委員会の不当労働行為事件の申立件数は、平成9年から平成18年度まで合計20件、平成19年度は今まで1件(前年度からの継続1件)、年平均2件であり、平成8年、11年、13年、14年は0件である。

(2) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例によれば、報酬額は、会長である委員は月額226,000円、公益委員は月額202,000円、労働者委員または使用者委員は月額191,000円である。

不当労働行為申立件数が年平均2件しかないのに、高額の月額定額報酬制の委員を15人も抱え、次長級の事務局長以下5名の専従事務局を抱えているのは無駄であり、税金の浪費である。

(3) 労働委員会の総会は、毎月第2、第4金曜日の2回、午後に開催され、公益委員会議は総会が開催されるのと同日に行われている。

平成18年に申立された6件の事件を全部併せて、調査回数24回、審問回数1回であるから、月2回の会議に出席するだけで、1回当たり101,000円の報酬となる。

(4) 労働委員の平成15年度から平成19年度8月までの労働委員総会への平均出席率は、81.54%である。平均して15人中3人が欠席しており、中には、総会に半分から3分の2くらいしか出席していない委員がいる。

各委員の不当労働行為審査、労働争議調整事件（集団的労働紛争）、労働争議調整事件（個別的労働紛争）への関与の状況は、平成15年度から平成18年度までの平均で、公益委員が一人当たり年間2.75件、労働者委員が2.5件、使用者委員が2件である。

(5) これは、①同じ職務の中で勤勉な者とそうでない者とが同じ報酬となつておる、不公平であること、②1日10万1000円という高給であるという点で、同じ滋賀県庁の職員の給与との比較において高額であること、③民間の給与と比較して高額すぎること、という点で、地方公務員法24条3項の均衡の原則に違反する。

3. 収用委員について

- (1) 同条例によって、収用委員は、会長は月額226,000円、委員は月額202,000円、予備委員は勤務1日につき14,700円の報酬を受け取るものである。
- (2) 収用委員会への平成12年度から平成18年度までの裁決申請及び明渡裁決申請は、合計各13件、平均して、年に各1.85件である。
- (3) 収用委員会は、第1月曜、第3木曜の午後に定例会が開かれるが、委員の年間欠席回数は多い者で1～2回である。

そして、申立事件の審問は、1件につき2～3回開かれるが、これも定例会と同日に行われるから、委員の出席は月2回、午後である。

それで月20万2000円の報酬であるから、1回半日で10万円という高額の報酬となる。なお、収用委員の報酬が日当制から月額定額制になったのは平成8年からである。

4. 選挙管理委員について

同条例により、委員長は月額226,000円、委員は月額202,000円が支給される。任期は4年である。

委員会は、定例会が月1回、午前または午後の半日であり、県選管が執行する選挙の場合、臨時会が前後1回ずつある。

出席率は委員が事前に日程調整するので、ほぼ全員出席である。会議は、都道府県選挙管理委員会総会が年1回あり、委員長が出席する。

委員は月1回半日出席して、20～22万円の報酬を得ているのである。

5. 本件公金支出は違法である。

- (1) 労働委員、収用委員、選挙管理委員は、地方自治法203条1項の非常勤職員であり、同条同項は、「普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、(中略)その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定し、同2項は、「前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。」と規定して

いる。

- (2) 「非常勤の職員に対する報酬は、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみを有するものであり、したがって、それは勤務量すなわち具体的には勤務日数に応じて支給されるべきが原則である」(「最新地方自治法講座 財務(2)」P. 5)。
- (3) 地方自治法14条1項は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」と規定しており、法律で「非常勤職員の報酬は、勤務日数に応じて支給する」とする基本的原則を、条例の規定によって一律定額の月額制にすることはできない。

地方自治法203条2項但書が、「条例で特別の定をした場合は、この限りでない」と定めているのは、「非常勤の職員」といっても、その内容には種々のものがあり、地域によってはその地域特有の事情もあって、一律に「勤務日数に応じて」決めることが適当でないという特別の事情があるときに、条例で特別の定めをすることができるということである。「実際問題としては、非常勤職員の中にも、勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額あるいは年額をもって支給することがより適当であるものが少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、但し書きをもって条例で特別の定めをすれば、勤務日数によらないことができる」とされている(松本英昭著「逐条地方自治法」P. 621)。

本件の労働委員、収用委員、選挙管理委員のように、1ヶ月に1~2回しか出勤しないという、典型的な非常勤の特別職は、「勤務の実態が常勤職員とほとんど同様のもの」ではなく、勤務日数に応じて報酬を決めるができるのに(現に収用委員については平成7年度までは日額制であった)、条例で一律定額の報酬を決めるのは、地方自治法の本文の原則規定をゆがめ、条例によって「換骨奪胎」して本文の規定を潜脱するものであり、違法無効である。

- (4) 憲法94条は、「地方公共団体は、(中略) 法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定している。これは、地方公共団体の条例制定権が法律の定める制限に服する意である。

最高裁大法廷昭和50年9月10日判決(刑集29巻8号P. 489)は、ある条例の規定が法律に違反しているかについて、「国の法令に規定があつても、条例による規制の目的が国の法令による規制の目的と異なる場合には、通常は法令違反にはならない。但し、条例適用の結果として、国の法令の目的、効果を阻害することになる場合は、法令違反になりうる」と判示している。本件条例の定めは、違法無効である。

- (5) 地方公務員法24条1項および同2項は、給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならないとする原則を定めている。

地方公務員法は、特別職に適用されないが、報酬に関する基本原則は、非常勤の特別職たる労働委員、収用委員、選挙管理委員にも適用されるべきである。

- (6) これらは、あまりにも無駄な経費支出であり、地方自治法2条14項、地方財政法4条(「最小の経費で最大の効果を」の原則)に違反する。

6. このような無駄な支出をなくすためには、委員報酬の月額定額制を勤務日数に応じて支給する日額制にし、労働委員会事務局を本庁部局との兼任制にすべきである。

7. このような、冗費支出により、納税者たる県民は損害を被っている。

8. よって、財務会計上の行為につき、各委員の報酬を月額制から日額制に改め、今年度予算に計上された予算支出のうち、日額制を定める収用委員、予備委員の勤務1日につき1万4700円を適用して、それを超える支出を差し止める等必要な措置を求めて申立をする。

なお、現在の委員報酬は、年間全部で6403万8000円であるが、1日1万4700円を適用すれば、平成18年度実績で、

労働委員 会議 月2日×12ヶ月=24日、24日×15人=360日

審問 46日

360日+46日=406日

406日×1万4700円=598万2900円

収用委員 会議 月2日×12ヶ月=24日、24日×7人=168日

168日×1万4700円=246万9600円

選挙管理委員 会議 月1日×12ヶ月=12日、12日×4人=48日

48日×1万4700円=70万5600円

したがって、 598万2900円+246万9600円+70万5600円=915万8100円 となる見込みである。

2 請求者

大津市 吉原 稔

3 請求のあった日

平成19年9月26日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成19年10月4日に受理を決定した。

第3 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項に規定する証拠の提出および陳述については、請求人からこれらを行わない旨の意思表示があつたため、実施しなかつた。

2 監査の実施

職員配置請求書の内容より、監査対象機関を総務部人事課、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局とし、関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書によると、

- (1) 労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬は、委員会の開催状況や委員の出席状況からするとあまりに高額で税金の無駄であり、「最少の経費による最大の効果」の原則を規定する地方自治法第2条第14項および地方財政法(昭和23年法律第109号) 第4条に違反する
- (2) 当該各委員の報酬を条例で月額定額制としていることは、議会の議員以外の非常勤職員の報酬は「その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない」と規定する地方自治法第203条第2項の趣旨に反し、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとする同法第14条第1項および憲法第94条に違反する
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)は特別職に適用されないが、報酬に関する基本原則は、非常勤の特別職たる当該各委員にも適用されるべきである
- (4) 労働委員会について、不当労働行為申立件数が年平均2件しかないように次長級の事務局長以下5名の専従事務局を抱えているのは無駄であり、税金の浪費である

との理由から、知事に対し、当該各委員の報酬を月額制から日額制に改め、平成19年度予算に計上している当該各委員の報酬のうち勤務1日につき1万4700円を超える部分の支出を差し止める等の措置を求めていいると解されるので、以下これらについて判断する。

2 事実関係の確認

監査の対象となった労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬について、監査対象機関である総務部人事課、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局に対する監査を実施するとともに職員から事情を聴取したところ、以下のとおりであった。

(1) 当該委員報酬の支給根拠

当該委員報酬は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号。以下「県条例」という。)に基づき支給されている。

地方自治法第203条第2項は、議会の議員以外の非常勤職員の報酬について、「その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない」と規定しており、非常勤職員の報酬を日額とするか月額とするかの基準については、「その者の職務内容及び勤務態様等を考慮して具体的な実情に応じ自主的に判断すべきもの」(昭和31年7月31日 自丁公発第109号 横浜市総務局長あて 自治庁公務員課長回答)とされている。

労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員は、法に基づく権限を行使するに当たって、委員それぞれの高い専門性や識見をもとに、審議決定し、また常に調査研究を行うなど自己研鑽に努める必要があり、単に委員会の出席などをもって、日額として扱うのはふさわしくないものであることから、県条例において、当該委員報酬を月額で支給すると定めているものである。

(2) 当該委員報酬の支給状況

本件請求に係る委員報酬の支給状況は、次のとおりであり、いずれも県条例および滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）の規定に基づき支給されている。

区分		報酬額	
選挙管理委員会	委員長	月額	226,000円
	委員	同	202,000円
労働委員会	会長である委員	同	226,000円
	公益を代表する委員	同	202,000円
	労働者または使用者を代表する委員	同	191,000円
収用委員会	会長	同	226,000円
	委員	同	202,000円

(3) 他の都道府県の状況

平成19年4月1日現在の都道府県の当該委員報酬について調べたところ、労働委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬については全ての都道府県において、また、収用委員会の委員の報酬については富山県、福井県、山梨県および長野県の4県を除く全ての都道府県において、月額で支給することが定められている。

また、報酬額について平成19年4月1日現在の全都道府県の状況をみてみると、労働委員会の委員の平均報酬月額は会長242,000円、公益を代表する委員212,000円、労働者または使用者を代表する委員190,000円であり、滋賀県の同委員会の委員の報酬額は、全47都道府県中上から見て順に20番目、16番目、15番目である。

収用委員会の委員の平均報酬月額（日額で支給している富山県、福井県、山梨県および長野県を除く）は会長173,000円、委員147,000円であり、滋賀県の同委員会の委員の報酬額は、全43都道府県中上から見て順に11番目、10番目である。

選挙管理委員会の委員の平均報酬月額は会長226,000円、委員194,000円であり、滋賀県の同委員会の委員の報酬額は、全47都道府県中上から見て順に16番目、14番目である。

3 判断

(1) 請求人は、労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬は、委員会の開催状況や委員の出席状況からするとあまりに高額で税金の無駄であり、地方自治法第2条第14項および地方財政法第4条に違反すると主張しているので、このことについてまず判断する。

当該各委員は、地方自治法、労働組合法（昭和24年法律第174号）または土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づき設置される執行機関たる委員会の委員として、幅広い専門的知識、経験、また高い識見をもとにその職務に係る判断を行い、それぞれ、健全な労使関係の形成、公共の利益の増進と私有財産との公正・中立な調整、公明かつ適正な選挙の執行という、重大な職責を担っている。

また、当該各委員は、定例会等に出席して審議を行うことだけではなく、審議に係る事前準備・事後検討や、事務局と緊密な連絡体制を維持しながら必要に応じて事務局に対する適時適切な指示等を行うほか、職務に関連する情報を常時収集し自己研鑽に努める必要があるなど、その活動は多岐にわたっており、定例会等の出席

回数・時間をもってその業務量を判断できる性質のものではない。

当該各委員の報酬は、以上のような事実を踏まえ、県条例において定められているものである。

また、当該委員報酬に関する全都道府県の状況は、前項で述べたとおりであり、他の都道府県と比較して滋賀県の報酬額が特に高額であるとはいえないものであることが認められる。

以上のように、当該委員報酬は、県条例の規定するところにより適正に支給されており、その支出が違法もしくは不当であるとは認められない。

(2) 次に、請求人は、当該委員報酬を条例で月額定額制としていることは、地方自治法第203条第2項の趣旨に反し、同法第14条第1項および憲法第94条に違反すると主張しているが、当該委員報酬については、地方自治法第203条第5項により、その額および支給方法を条例で定めなければならないこととされ、県条例で定められたとおり支給されているものであり、請求人の当該主張は、県条例そのものが違法であるという主張と同義である。

地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の執行機関または職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであり、請求の対象については、執行機関または職員の具体的な財務会計上の行為や怠る事実に限るものであるとされている。

以上のことから、県条例そのものが違法であるとの請求人の主張は、同法第242条第1項に規定する財務会計上の行為または怠る事実について監査を求めるものとは認められない。

(3) 次に、請求人は、地方公務員法の報酬に関する基本原則は、非常勤の特別職たる労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員にも適用されるべきであると主張しているが、請求人が職員措置請求書において述べているとおり、同法が当該各委員に適用されることは同法第4条第2項により明らかであるから、請求人の当該主張は、認められない。

(4) 次に、請求人は、労働委員会について、不当労働行為申立て件数が年平均2件しかないのに次長級の事務局長以下5名の専従事務局を抱えているのは無駄であり、税金の浪費であるから、労働委員会事務局を本庁部局との兼任制にすべきであると主張しているが、労働委員会事務局の職員の配置そのものは、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為または怠る事実には該当しないものである。

第5 請求の措置に対する判断

請求人は、労働委員会、収用委員会および選挙管理委員会の各委員の報酬を月額制から日額制に改め、平成19年度予算に計上している当該各委員の報酬のうち勤務1日につき1万4700円を超える部分の支出を差し止める等の措置を求めていたが、第4

監査の結果で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。